入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和８年１１月２日

宮崎県総合博物館長　井上　大輔

１　競争入札に付する事項

(1)　委託件名　常設展示室装置・機器等点検整備業務

(2)　委託内容　別紙仕様書による

(3)　履行場所　宮崎県総合博物館　宮崎市神宮２丁目４番４号

(4)　契約期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

(5)　入札方法

ア　(1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ　入札の回数は、２回を限度とする。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭 46 年告示第 93 号。以下「要綱」という。）第２条に規定する入札参加資格を有する者であること。

(3)　令和３年度以降に、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第２条に基づく登録博物館又は法第 31 条に基づく指定施設（旧法における博物館及び博物館相当施設を含む。）において、元請けとして以下のア及びイの業務を履行した実績を有すること。

ア　展示機器等の保守に関する業務（動作確認等）

イ　造形物等の整備に関する業務（清掃、補修業務等）

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第８条第１項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

３　契約条項を示す場所及び期間

(1)　場所　宮崎県総合博物館総務課総務担当　宮崎市神宮２丁目４番４号
郵便番号８８０－００５３　電話番号０９８５－２４－２０７１

(2)　期間　令和８年１１月２日から令和８年１２月１０日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

４　入札説明書の交付方法及び交付期間

(1)　交付方法　本ホームページでのダウンロード又は宮崎県総合博物館総務課総務担当で交付する。

(2)　交付期間　令和８年１１月２日から令和８年１２月１０日まで（休館日を除く。午前９

時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

５　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法
(1)　提出場所　宮崎県総合博物館総務課総務担当
(2)　提出期間　令和８年１１月９日から令和８年１１月２１日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））
(3)　提出方法　郵送（書留郵便に限る。１１月２１日必着）又は持参による。

６　入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認結果は、令和８年１１月３０日までに通知する。

７　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1)　提出場所　宮崎県総合博物館総務課総務担当
(2)　提出期限　令和８年１２月２日から令和８年１２月１０日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））
(3)　提出方法　郵送（書留郵便に限る。１２月１０日必着）又は持参による。
(4)　その他　入札書には、前項に定める入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

８　開札場所及び日時
(1)　開札場所　宮崎県総合博物館　研修室１
(2)　開札日時　令和８年１２月１１日　　午前１０時００分

９　入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第２号）第 100 条の規定による。

10　入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1)　虚偽の申請を行った者のした入札
(2)　入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
(3)　同一人が同一事項についてした２通以上の入札
(4)　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(5)　入札書の表記金額を訂正した入札
(6)　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
(7)　入札条件に違反した入札
(8)　連合その他不正行為があった入札
(9)　入札公告等の規程に違反した者のした入札

11　落札者の決定の方法
(1)　予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者を落札者とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12　契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総合博物館総務課総務担当　宮崎市神宮２丁目４番４号
郵便番号８８０－００５３　電話番号０９８５－２４－２０７１

13　その他

この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。